

(二) 森喜作一代の歩み

出生

明治四十一年（一九〇八年）

学歴

大正十年（一九二一年）

群馬県桐生市北小学校卒業。

大正十五年（一九二六年）

群馬県立桐生中学校卒業。

昭和五年（一九三〇年）

宇都宮高等農林学校卒業。

昭和十年（一九三五年）

京都帝国大学農学部農林經濟学科卒業。

学位

昭和三十七年（一九六二年）

論文「シイタケ生産の基礎的研究」により京都大学より農学博士の

学位を授与さる。

生前の公職、役職（主なるもの）

森産業株式会社社長（財）日本きのこ研究所理事長（株）国際きのこ会館取締役 日本椎茸農業協同組合連合会会長 群馬県椎茸農業協同組合組合長 桐生商工会議所名譽議員 群馬銀行取締役 上毛新聞社取締役 全国日本学士会理事 輸出会議専門委員（社）発明協会工業所有権問題処理委員会委員（社）発明協会常任理事評議員（社）発明協会群馬県支部副支部長（財）群馬地方発明センター副理事長（社）発明協会群馬県支部桐生部会会長 林業信用基金理事（社）大日本山林会評議員（社）日本林業協会監事 群馬県庭球協会会长 群馬県経営者協会理事（財）保健文化賞基金監事（社・福）桐の実会わたらせ養護園理事評議員 群馬県公安委員会委員 十四年二ヶ月、同公安委員会委員長 三年就任す。

業績

昭和十一年（一九三六年）二十七才 九月、森食用菌蕈研究所を設立す。

昭和十八年（一九四三年）三十四才 四月、株式会社森農場および有限会社森農場を設立し社長となる。五月、「菌種駒の製造法」の特許を取得す。八月、群馬県椎茸組合を創立し組合長となる。十二月、全国椎茸組合連合会理事となる。

昭和二十一年（一九四六年）三十七才 八月、株式会社森農場を名称変更し森産業株式会社となし社長に就任し歴任、現職のまま死去。

昭和二十三年（一九四八年）三十九才 七月、群馬県椎茸農業協同組合長に選任され以後毎年の総会に引き続き選ばれて現職のまま死去。十月、日本椎茸農業協同組合連合会副会长に選任される。

昭和二十四年（一九四九年）四十一才 十二月、群馬県専門委員に就任す。

昭和二十六年（一九五一年）四十二才 二月、農林省の推薦により渡米、各地の農林所管試験場をはじめ、各州大学の研究室を訪問、菌類の研究、特にマッシュルームの生産ならびに加工等につき詳細なる研究観察を行ない、同年六月帰国す。四月、農林省農林物資規格調査会専門委員に就任す。

昭和二十七年（一九五二年）四十三才 九月、通産省農林輸出審議会専門委員に就任す。

昭和二十八年（一九五三年）四十四才 四月、日本椎茸農業協同組合連合会会長に選任され以後引き続き重任、現職のまま死去。

昭和三十年（一九五五年）四十六才 四月、社團法人発明協会群馬県支部理事に就任す。十月、

産業別輸出会議および畜産部会輸出委員を通産大臣より委嘱さる。

昭和三十二年（一九五七年）四十八才 七月、日本海陸産物輸出組合幹事に就任す。

昭和三十三年（一九五八年）四十九才 三月、社団法人発明協会評議員を委嘱さる。七月、通産省輸出検査審議会専門委員を委嘱さる。十一月、社団法人発明協会群馬県支部桐生部会長に選任さる。

昭和三十四年（一九五九年）五十才 三月、日本貿易振興会海外市場特別調査委員として、ホンコン、バンコク、シンガポールに出張し同月帰国す。

昭和三十六年（一九六一年）五十二才 六月、社団法人発明協会群馬県支部副支部長に就任し歴任、現職のまま死去。八月、渡米、日本学術会議の推薦によりハワイにおける太平洋学術会議に「きのこ」について研究論文の発表をなし、通産省ジエトロ等の要請を受けてロスアンゼルス、サンフランシスコ等北米西部地域に出張、シイタケの海外需要調査販売開拓のPRをなし、さらにマッシュルーム栽培状況等の視察をなし同年九月帰国。昭和三十七年（一九六二年）五十三才 二月、日本椎茸振興会会长に選任さる。六月、渡米、ロスアンゼルスにおける国際ロータリークラブ大会に出席して後、北米各地を歴訪してアメリカにおけるシイタケ、マッシュルーム等の需給調査輸出振興のPR等をなし同月帰国。七月より一年間桐生ロータリークラブ会長に就任す。八月、財団法人群馬地方

発明センター副理事長を委嘱され歴任、現職のまま死去。十月、群馬県公安委員会委員に任せらる（同三十八年六月まで）。社団法人発明協会理事に選任さる。

昭和三十八年（一九六三年）五十四才 七月、群馬県公安委員会委員に任せらる（同四十一年六月まで）。十月、対米輸出食品市場調査団長として渡米、西独ハンブルグのマッシュルーム栽培視察をなし同年十一月帰国。林業信用基金理事に任命され歴任、現職のまま死去。十二月、シイタケの市場調査のためホンコン、台湾に出張、同月帰国。社団法人日本林業協会監事に選任され歴任、現職のまま死去。前橋地方裁判所管内昭和三十九年度民事一般調停委員に選任さる。

昭和三十九年（一九六四年）五十六才 十一月、日本貿易振興会の委嘱により欧米海外特殊市場調査員として西独、英仏、米諸国に出張。シイタケの海外食品市場輸山振興の調査ならびにPRをなし、マッシュルームの栽培状況の研究視察をなし同月帰国。十二月、社団法人日本林業協会監事に就任す。前橋地方裁判所管内昭和四十年度民事一般調停委員に選任さる。

昭和四十年（一九六五年）五十六才 一月、群馬県林業構造改善事業促進対策審議会委員を委嘱さる（同四十二年一月まで）。五月、オランダ政府の招へいにより、アムステルダムに

て開かれた「菌類の科学に関する国際会議」に出席したる後、欧米諸国の種菌工場、菌類研究所冷凍乾燥の工場設備等を視察研究し、同年六月帰国す。十二月、前橋地方裁判所管内昭和四十一年度民事一般調停委員に選任さる。

昭和四十一年（一九六六年）五十七才 一月、前橋家庭裁判所管内昭和四十一年度参与員に選任さる。二月、内閣資源調査会専門委員に任命さる。七月、群馬県公安委員会委員に任命さる（同四十四年六月まで）。十二月、前橋地方裁判所管内昭和四十二年度の民事一般調停委員に選任さる。輸出会議専門委員に任命さる。

昭和四十二年（一九六七年）五十八才 一月、群馬県林業構造改善事業促進対策審議会委員を委嘱さる（同四十四年一月まで）。八月、オーストリアのウイーンにおいて開かれたFAO／WHO国際食品規格会議に、外務省、農林省、科学技術庁より推薦され、日本政府代表として出席し、同会議終了後ドイツ、オランダ、フランス等の菌類研究所の視察をなし、さらにアメリカにわたり同国の工場、研究所等の凍結法の視察および「森の花しいたけ」製品のP.R.をなし、同年十月帰国す。十二月、前橋地方裁判所管内昭和四十三年度の民事一般調停委員に選任さる。

昭和四十三年（一九六八年）五十九才 一月、前橋家庭裁判所管内昭和四十三年度参与員に選任さ

る。二月、ローマで開かれたFAO／WHO国際規格会議、ヨーロッパ調整委員会に、日本代表の専門委員として出席し、さらにオランダのフライリップ研究所を視察した後、アメリカにわたつて、ミシガン大学のコクラン博士を訪問し、シイタケの薬理効果につき研究成果を討議し、同年三月帰国す。四月、ホンコン、ローマを経由し五月二日から九日まで西独ハンブルクで開催された第七回マッシュルーム科学国際会議に出席後、アムステルダム、パリの菌類研究所を視察し、さらに渡米してニューヨーク、シカゴ、ロスアンゼルス等の大学研究機関を訪問、シイタケの薬学的研究の成果を視察し同年五月帰国す。四月、群馬銀行監査役に選任さる。八月、日本政府代表としてオーストラリアのキャンベラに出張、同国の乾シイタケ輸入禁止問題につき政府関係者と「きのこ類に有害なビルス」については、わが國の人工乾燥処理技術による乾シイタケにはその恐れのないことを話し合い、同国への輸入禁止を解除するよう了解をとりつけ同月帰国す。十一月、四日から八日までオーストリア、ウイーンにおいて開催されたFAO／WHOのコデックス食品コミッショナ、ヨーロッパ統合委員会第六セッションに出席のため、ホンコン経由ウイーンに向けて出発、同会議終了後ヨーロッパの市場調査を行ない同月帰国。

昭和四十四年（一九六九年）六十才七月、群馬県公安委員会委員に任命さる（同四十七年六月まで）。渡米、ニューヨークにて開催された国際食品展示会における乾シイタケの外国商社説明会に出席後、バッファロー、ラファイエット、デトロイト、ロスアンゼルス等の各大学研究所を訪問、シイタケの薬学的効果の研究成果等につき打合せをなさるに各地のシイタケ輸入業者との懇談会に出席後ローマに出張、シイタケの国際規格につけるシイタケ輸入業者との懇談会に出席後ローマに出張、シイタケの国際規格につき予備折衝、さらにオーストリアのウィーンにおいて開催された国際食品規格会議に日本政府代表として出席、会議終了後渡米、ミシガン大学を訪問しインフルエンザに対するシイタケのインターフェロン効果の研究等につき討議し、シイタケの市場調査をなし同年十月帰国。

昭和四十五年（一九七〇年）六十一才四月、社団法人発明協会より工業所有権問題処理委員会委員を委嘱され歴任、現職のまま死去。ローマで開かれたFAO／WHO合同規格コードクスアリメンタリウスコミッション第七セッションにホンコン、バンコク経由日本代表として出席、会議終了後欧米諸国を歴訪し、シイタケ輸出の販路開拓と実情調査をなし、さらに大学の研究所等を視察しシイタケの薬学的研究の成果等につき討議を

かわし同年五月帰国。財団法人保健文化賞基金監事を委嘱され歴任、現任のまま死去。昭和四十六年（一九七一年）六十二才五月、ホンコン経由アメリカに出張、ミシガン大学研究所その他のきのこ研究所を視察し同月帰国。六月、韓国出張、韓国におけるマッシュルーム栽培視察同月帰国。七月、ホンコンより韓国に出張、きのこ市場調査をなし同年八月帰国。九月、第八回国際マッシュルーム科学会議および第一回国際菌学会に出席のため渡英、ワシントン、シカゴ経由同月帰国。十月、温室作物研究所およびマッシュルーム農場視察のため渡英、同年十一月帰国。十一月、隠岐島金刀比羅神社の分霊神を椎茸神社として桐生市平井町に奉遷、鎮座創立す。

昭和四十七年（一九七二年）六十三才一月、野生シイタケおよびキクラゲ採集のためニューギニアに出張、同年二月帰国。三月、社団法人発明協会常任理事を委嘱さる。ホンコンジエトロ会議に出張、同月帰国。七月、群馬県公安委員会委員に任命さる。九月、第九回国際栄養学会に出席のためメキシコに出張、ニューヨーク経由同月帰国。十月、四十七年一月きのこ採集にあたり世話をなつたニューギニア行政府に挨拶のためボート・モレスビーに出張、同月帰国。十二月、前橋地方裁判所管内昭和四十八年度民事一般調停委員、宅地、建物調停委員に選任さる。前橋家庭裁判所管内昭和四十八年度参

与員に選任さる。

昭和四十八年（一九七三年）六十四才 三月、韓国経由ホンコン出張、同月帰国。渡英、同年四月帰国。五月、社団法人大日本山林会評議員に選任さる。六月、ホンコン出張、同月帰国。渡米、同月帰国。ホンコン出張、同月帰国。ニューギニアにおけるシイタケ発生調査および原種菌採集に出張、七月帰国。七月、群馬県公安全委員会委員長に就任す。八月、台湾のきのこ栽培状況調査のため出張、同月帰国。アメリカのミシガン大学コクラン教授訪問、同月帰国。九月、ロンドンで開催されたマッシュルーム会議に出席のため渡英、帰途ネバールに立ち寄り、ヒマラヤのきのこ類の調査採取をなし、同年十月帰国。十月、財團法人日本きのこ研究所を設立し理事長に就任す。十一月、群馬銀行取締役に選任され歴任、現職のまま死去。

昭和四十九年（一九七四年）六十五才 六月、社団法人発明協会理事を委嘱さる。九月、ホレスティンソーダ海外取引のため渡米。元米国大統領ニクソン氏と会談す。十一月、第九回国際食用きのこ会議が日本において開催され同会議会長として運営の重任にあたる。同会議台灣会議にも出席す。

昭和五十年（一九七五年）六十六才 一月、前橋家庭裁判所昭和五十年度参与員に選任さる。群

馬県林業構造改善事業促進対策審議会委員を委嘱さる。社団法人全国日本学士会理事に選任さる。五月、内閣総理大臣より貿易会議専門委員に任命さる（二年）。社団法人群馬県経営者協会理事を委嘱さる。七月、群馬県公安全委員会委員長に就任。九月、社団法人発明協会基本施策策定委員会委員を委嘱さる。十月、林業信用基金理事（非常勤）を任命され、現任のまま死去。

昭和五十一年（一九七六年）六十七才 一月、前橋家庭裁判所長より昭和五十一年度参与員に選任さる。五月、社団法人発明協会常任理事評議員に就任す（二年間）。社団法人群馬県経営者協会より昭和五十一年度理事を委嘱さる。七月、群馬県公安全委員会委員長を辞任し公安委員として就任す。十二月、群馬県公安全委員会委員を辞任す。

昭和五十二年（一九七七年）六十八才 一月、前橋家庭裁判所昭和五十一年度参与員に選任さる。
死 去

昭和五十二年十月二十三日、香港聖カノッサ病院にて客死す。六十九才。墓所、桐生市東久方町一丁目天台宗天善山大藏院境内。戒名、大威德院殿高勲喜道作宝大居士

栄 誉

昭和二十三年（一九四八年）三十九才 有栖川宮賞（椎茸増産の功績）

昭和二十六年（一九五一年）四十二才 群馬県知事表彰（林業功労者）

同年（同）年四十三才 発明協会発明賞（菌種駒の製造法の発明）

昭和二十八年（一九五三年）四十四才 藍綬褒章（椎茸産業の発展に対する功績）

同年（同）年四十五才 群馬県知事表彰（優秀なる発明の功績）

昭和三十二年（一九五七年）四十九才 発明協会地方表彰特賞（西洋松茸栽培法の発明）

昭和三十三年（一九五八年）四十九才 発明協会全国表彰特賞（西洋松茸栽培法の発明）

昭和三十五年（一九六〇年）五十二才 紫綬褒章（西洋松茸栽培法の発明）

昭和三十六年（一九六一年）五十二才 産業アカデミア賞（日本学士会）

昭和三十七年（一九六二年）五十三才 二月、紺綬褒章（発明協会総合発明研究所建設資金寄附）

同年（同）年同五月、紺綬褒章および飾判（昭和三十六年九月、日赤群馬

同年（同）年五十四才 十二月、紺綬褒章および木杯（桐生市産業文化会館建設資金寄附）

昭和四十二年（一九六七年）五十八才 内閣総理大臣表彰（輸出振興の功績）

昭和四十七年（一九七二年）六十三才 椎茸関係各方面の有志により平井山に等身大の記念寿像を
建立さる。

昭和四十九年（一九七四年）六十五才 特別功労賞（発明表彰）

昭和四十九年（一九七四年）六十五才 群馬県体育協会表彰（スポーツ）

同年（同）年六十六才 桐生市長より感謝状（産業振興の功績）

昭和五十年（一九七五年）六十六才 発明協会全国表彰発明賞（食用きのこを原料とする清涼飲

料の製造法の発明）

同年（同）年六十七才 通産大臣より功労者として感謝状（工業所有権制度施行九
十周年式典）

昭和五十一年（一九七六年）六十七才 宮崎県知事感謝状（宮崎県しいたけ産業振興の功績）

同年（同）年同群馬県知事表彰（群馬県発明振興に貢献した功績）

栄誉ある追贈等

昭和五十二年十一月八日 従四位勲二等瑞宝章を授与さる。

同

桐生市議会の議決により桐生市名誉市民の称号を贈らる。

昭和五十二年十一月十一日の葬儀に対し、常陸宮殿下より御供物の栄を賜わる。同高松宮殿下より

御供花の栄を賜わる。

主なる著書

シイタケ生産の基礎的研究

しいたけ健康法（和文・英文）

実用椎茸の栽培法

新しい椎茸栽培

マッシュルーム栽培のおすすめ

シイタケの作り方 売り方

家庭きのこ（森登喜子と共著）

シイタケの作り方

わらい茸

きのこ用語集（日、英、独、仏語）

